

第 51 号

令和5年度熊本県工業用水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和5年度熊本県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水箇所数 40箇所

(2) 年間総給水量 9,465,639㎡

(3) 一日平均給水量 25,862㎡

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 事業収益	1,072,835千円
第1項 営業収益	730,038千円
第2項 営業外収益	342,797千円

支 出

第1款 事業費	1,261,460千円
第1項 営業費用	1,217,272千円
第2項 営業外費用	34,188千円
第3項 予備費	10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,581千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,581千円で補てんするものとする。)。

収 入

第1款 資本的収入	904,599千円
第1項 企業債	183,000千円
第2項 長期借入金	472,692千円
第3項 工事受託金	134,300千円
第4項 補助金	106,858千円
第5項 会計内返還金	7,749千円

支 出

第1款 資本的支出	906,180千円
第1項 建設改良費	319,584千円
第2項 企業債償還金	270,855千円
第3項 長期借入金償還金	300,741千円
第4項 予備費	15,000千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
工業用水道事業 設備更新等事業	千円 183,000	(借入先) 銀行、地方公共団体金融機構、財務省、会社、その他 (借入方法) 証書借入又は証券発行 (その他) 工事、財政その他の都合により、一部又は全部を翌年度以降に繰り下げて借り入れることができる。 発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額を加算した額を限度額とすることができる。	年5.0% 以 内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	据置期間を含め30年以内 半年賦元利均等償還又は元金均等償還等 ただし、財政その他の都合により、繰上償還をなし、又は借換えをすることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。なお、限度額は100,000千円と定める。

(1) 第3条 支 出

第1款 事業費

第1項 営業費用

第2項 営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

64,180千円

(他会計からの補助金)

第9条 工業用水道事業運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、117,064千円である。

(たな卸資産の購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、10,000千円と定める。

令和5年2月17日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫